

国立大学法人東京農工大学役員退職手当規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学役員退職手当規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(退職手当の額)</p> <p>第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、経営協議会の議を経て、0.0から2.0までの範囲で決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第5条第1項及び第8条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に、当該役職別期間におけるその者の業績に応じ、経営協議会の議を経て、0.0から2.0までの範囲で決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。</p> <p>(職員の在職期間を有する役員の退職手当の額の特例)</p> <p>第7条 前条第2項の役員が退職した場合の退職手当の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、役員退職時の俸給月額に、次の各号に掲げる支給率を合計した支給率を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 役員としての在職期間1月につき、100分の12.5の割合を乗じて得た支給率に、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、経営協議会の議を経て、0.0から2.0までの範囲で決定する業績勘案率から1を引いて得た値を乗じて得た支給率</p>	<p>本則</p> <p>(退職手当の額)</p> <p>第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の俸給月額に100分の10.875の割合を乗じて得た額に、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、経営協議会の議を経て、0.0から2.0までの範囲で決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第5条第1項及び第8条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に100分の10.875の割合を乗じて得た額に、当該役職別期間におけるその者の業績に応じ、経営協議会の議を経て、0.0から2.0までの範囲で決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。</p> <p>(職員の在職期間を有する役員の退職手当の額の特例)</p> <p>第7条 前条第2項の役員が退職した場合の退職手当の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、役員退職時の俸給月額に、次の各号に掲げる支給率を合計した支給率を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 役員としての在職期間1月につき、100分の10.875の割合を乗じて得た支給率に、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、経営協議会の議を経て、0.0から2.0までの範囲で決定する業績勘案率から1を引いて得た値を乗じて得た支給率</p>	

附 則 (25 経規程第 16 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(退職手当の額に係る経過措置)

2 改正後の第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「100 分の 10.875」とあるのは、平成 25 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間においては「100 分の 12.25」と、同年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間においては「100 分の 11.5」とする。